

医療費受給者証の交付について

雫石町では、下記の方を対象に健康保険証を使用できる医療費の助成事業を行っています。下記のものをご持参のうえ申請下さい。

※妊産婦の健診、インフルエンザ予防接種、入院時の食事代等の費用は助成の対象になりません。

子ども 安心子育て (出生～18歳に到達した年度末日まで)	1. 健康保険証 2. 口座の分かるもの(通帳、またはキャッシュカード) 3. 所得及び課税・非課税の確認できる書類 (両親ともに所得がある場合父母両方必要)
妊産婦 (妊娠5ヶ月目から出産の翌月までの方)	1. 母子健康手帳 2. 健康保険証 3. 口座の分かるもの(通帳、またはキャッシュカード) 4. 所得及び課税・非課税の確認できる書類(夫婦両方必要)
重度心身障害者 ・身体障害者手帳 1級・2級の方 ・障害年金1級の方 ・特別児童扶養手当 1級の方 ・療育手帳A判定の方	1. 障害手帳や年金証書等、障害が証明できるもの 2. 健康保険証 3. 口座の分かるもの(通帳、またはキャッシュカード) 4. 所得及び課税・非課税の確認できる書類(本人及び配偶者、保護者)
ひとり親家庭 ・18歳に到達した年度末日までの児童を扶養する配偶者のいない女性・男性及びその児童 ・父母のない児童	1. 健康保険証 2. 口座の分かるもの(通帳、またはキャッシュカード) 3. 所得及び課税・非課税の確認できる書類(父・母またはその他保護者)

※ 所得及び課税・非課税の確認できる書類は、交付されるご本人や保護者の方が雫石町に転入された、又は町外在住の場合に必要です。次のうちいずれかをご持参ください。

- ① 所得課税証明書(所得額、控除額、扶養人数、課税、非課税の記載があるもの)
 ※転入された年の1月1日に住所登録があった市区町村の税務担当課で発行しています。
- ② 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)
- ③ 市町村民税・県民税納税通知書(課税明細が記載されているもの)

※ご用意していただく書類の年度については、下表の通りです。

R4.4月～R4.5月に転入された場合 R3年度のもの
 R4.6月～R4.7月に転入された場合 R3年度とR4年度のもの
 R4.8月～R5.3月に転入された場合 R4年度のもの

医療費助成事業に関するお問い合わせ

雫石町役場町民課医療給付担当 692-6479 内線 120

